

# 内閣府

## 平成 30 年度税制改正要望結果



平成 29 年 12 月



# 平成30年度 税制改正に関する 内閣府主管項目のポイント

## 地方創生の推進(新設1件、拡充延長6件)

### ◆地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充・延長（国税、地方税）☆

- 東京一極集中是正の加速化を図るため、地方拠点強化税制において、2年間の延長とともに、①制度全体について、雇用要件の緩和や支援対象施設の拡充、②東京一極集中是正に直接的に効果のある移転型事業について、要件の緩和や支援対象外地域の見直し(近畿圏・中部圏中心部を支援対象地域に追加)を行う。

### ◆小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置の拡充・延長（国税）☆

- 地方公共団体が策定する地域再生計画に基づき、中山間地域等における雇用創出や生活サービス(小さな拠点形成事業)を行う株式会社に対し、個人が出資した場合、当該個人の投資した年分の総所得金額等から取得金額(1千万円限度)と総所得金額等の40%相当額のいずれか少ない金額から2千円を控除した額を控除できる現行の特例措置を2年間延長するとともに、適用対象外となっている設立時出資についても対象とするよう措置の拡充を行う。

### ◆特定地域における商売及び居住の実態のない店舗兼住宅等にかかる固定資産税の 住宅用地特例解除措置（地方税） ※法律の成立を前提として措置

- 空き店舗等活用に積極的に取り組む地方公共団体・商店街を支援するため、地方創生推進交付金をはじめとした関係省庁による支援とともに、地方公共団体が計画を策定し定められた地域において、計画達成に向けた利活用に協力が得られない居住実態のない空家兼空き店舗等にかかる固定資産税の住宅用地特例を解除できる措置を講ずる。

### ◆国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除等の特例措置の延長（国税、地方税）☆

- 国家戦略特区において機械等の取得等をした場合の特別償却又は法人税額の特別控除等について、見直しを行った上、適用期限を2年延長する。

### ◆国家戦略特区における所得控除制度の延長（国税、地方税）☆

- 国家戦略特区内の設立5年未満の法人で、専ら特定事業を営むこと等の要件を満たすものとして大臣の指定を受けたものについて、その事業による所得の20%を課税所得から控除できる特例措置に係る指定会社の指定期限を2年延長する。

### ◆国家戦略特区におけるエンジェル税制の延長（国税）☆

- 認定区域計画に定められた特定事業を実施する一定の株式会社に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額等から取得金額(1千万円限度)と総所得金額等の40%相当額のいずれか少ない金額から2千円を控除した額を控除できる特例措置について、適用期限を2年延長する。

### ◆国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の延長（国税、地方税）☆

- 国際戦略総合特区において機械等の取得等をした場合の特別償却又は法人税額の特別税額控除について、見直しを行った上、適用期限を2年延長する。

## 平成 30 年度税制改正要望（目次）

1. 科学技術・イノベーション政策の推進	.....	P 3
2. 防災政策の推進	.....	P 4
3. 地方創生の推進	.....	P11
4. 子ども・子育て支援の推進	.....	P19

## 1. 科学技術・イノベーション政策の推進

### ① 国立大学法人等に対する評価性資産寄附へのみなし譲渡所得税の非課税承認を受けるための要件の緩和等 [拡充]

＜税目＞（国 税）所得税  
（地方税）個人住民税

#### 概要

公益法人等に現物寄附を行った場合に、みなし譲渡所得税の非課税の特例措置を受けるためには、国税庁長官の承認手続が必要である。国立大学法人や国立研究開発法人等に対する現物寄附について、承認の要件を緩和する等の特例を設け、寄附の一層の促進を図る。

#### 要望結果

国立大学法人や国立研究開発法人等に対して個人が現物資産（土地、建物、株等）の寄附を行い、これらの法人が当該資産を所轄庁の証明を受けた基金で管理する場合、みなし譲渡所得税の非課税要件を緩和。また、当該基金内での資産の代替要件についても緩和。

学校法人、社会福祉法人については、現行のみなし譲渡所得税の非課税の承認手続が簡素化される特例の対象資産に新たに株式を追加。

＜文部科学省、厚生労働省と共管＞

## 2. 防災政策の推進

### ① 既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置の延長〔延長〕

＜税目＞（地方税）固定資産税

#### 概要

既存住宅流通・リフォーム市場の活性化に向けて、良質な住宅ストックの形成を促進するため、既存住宅の耐震リフォーム等を行う場合、税制上の特例措置（固定資産税の減額）を行うもの。

#### 要望結果

現行の措置を2年間延長する。

＜国土交通省と共管＞

## ②津波避難施設に係る特例措置〔拡充・延長〕

＜税目＞（地方税）固定資産税

### 概要

津波防災地域づくりに関する法律に基づいて都道府県が指定した津波災害警戒区域において、管理協定が締結された避難施設（以下「協定避難施設」という。）の「避難の用に供する部分」及び「避難施設に附属する避難の用に供する償却資産（誘導灯、誘導標識、自動解錠装置）」に係る固定資産税の課税標準について、管理協定締結後又は償却資産取得後5年間、1／2を参酌して、1／3以上2／3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（わがまち特例）に軽減するもの。

### 要望結果

適用対象となる避難施設の拡充（指定避難施設を追加）及び償却資産の拡充（防災用倉庫、防災用ベンチ及び非常用電源設備を追加）を行った上で、3年間延長する。

- ・協定避難施設又は同施設に附属する償却資産：5年間課税標準を市町村の条例で定める割合（1／2を参酌）に軽減
- ・指定避難施設又は同施設に附属する償却資産：5年間課税標準を市町村の条例で定める割合（2／3を参酌）に軽減

＜国土交通省と共管＞

③首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長〔拡充・延長〕

<税目> (地方税) 固定資産税

**概要**

首都直下地震・南海トラフ地震に備え、鉄道利用者の安全性を確保するため、当該地震で震度6強以上が想定される地域等における利用者の多い路線等を対象に、鉄軌道事業者が鉄道施設等の耐震補強工事によって新たに取得した一定の償却資産に係る固定資産税について、課税標準を最初の5年間2/3に軽減する特例措置を講ずる。

**要望結果**

対象施設について、次の見直しを行った上で、措置の期限を2年間延長する。

- ・ ロッキング橋脚を有する橋りょうの耐震補強工事によって新たに取得した一定の償却資産を対象に加える。
- ・ 一定の線区及び駅又は停留場の耐震補強工事によって新たに取得した一定の償却資産を対象から除外する。

<国土交通省と共管>

④ 特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置の延長〔延長〕

<税目> (地方税) 固定資産税

**概要**

特定都市河川浸水被害対策法により指定された特定都市河川流域内において、設置が義務付けられた雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準を2/3を参酌して、1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（わがまち特例）に軽減する。

**要望結果**

課税標準について、3/4を参酌して2/3以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とした上、その適用期限を3年延長する。

<国土交通省と共管>

## ⑤地域データセンター整備促進税制措置 [新規]

＜税目＞（国 税）法人税  
（地方税）固定資産税

### 概要

IoT 時代の到来により地域において生み出されるデータの急増が見込まれる中、情報流通の要となるデータセンター関連設備の地域への整備を促進。これにより地域経済を活性化するとともに、東京圏に集中しがちなトラヒック（通信量）を分散して国土強靱化を実現する。

### 要望結果

東京圏以外に整備するもので、設置地域近傍からの利用を主たる目的とする地域のデータセンターの整備事業に関する実施計画の認定を受けた電気通信事業者が、当該実施計画に従って取得した電気通信設備に対して、法人税において取得価額の 15%の特別償却を行う。

首都直下地震緊急対策区域以外に整備するもので、専ら当該区域のデータセンターのバックアップを行う事業に関する実施計画の認定を受けた電気通信事業者が、当該実施計画に従って取得した電気通信設備に対して、固定資産税において3年度分の課税標準の特例（軽減割合 3／4）を行う。

適用期間を2年間とする。

＜総務省と共管＞

## ⑥港湾の耐震対策の推進のための特例措置 [拡充・延長]

<税目> (国 税) 法人税

### 概要

コンテナが多数立地する臨海部においては、護岸、岸壁等の多くを民間事業者が所有・管理している。南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模地震の発生に備え、老朽化した民有護岸等の耐震改修を早急に実施し、非常災害時の航路機能の確保を図る。

### 要望結果

耐震改修を行った民有の護岸・岸壁・棧橋について取得価額の 20% の特別償却を認める特例措置について、南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾において耐震改修を行った民有護岸等への特別償却率の 22% への拡充及びその他地域の耐震改修を行った民有護岸等への特別償却率の 18% への見直し等を行った上で、適用期間を 5 年間延長する。

<国土交通省と共管>

## ⑦港湾の耐震対策の推進のための特例措置〔拡充・延長〕

＜税目＞（地方税）固定資産税

### 概要

コンテナが多数立地する臨海部においては、護岸、岸壁等の多くを民間事業者が所有・管理している。南海トラフ沿いの地域や南関東における大規模地震の発生に備え、老朽化した民有護岸等の耐震改修を早急に実施し、非常災害時の航路機能の確保を図る。

### 要望結果

耐震改修を行った民有護岸・岸壁・物揚場について、取得後5年間、課税標準を価格の2/3とする特例措置について、南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾において耐震改修を行った民有護岸等への適用税率の拡充（取得後5年間、課税標準を価格の1/2）及びその他地域の耐震改修を行った民有護岸等への適用税率の見直し（取得後5年間、課税標準を価格の5/6）を行った上で、適用期間を3年間延長する。

＜国土交通省と共管＞

### 3. 地方創生の推進

#### ① 地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充・延長 [拡充・延長]

<税目> (国 税) 所得税、法人税  
(地方税) 法人住民税、事業税

#### 概要

東京一極集中を是正し、企業の本社機能移転等の加速化を図るため、地方拠点強化税制の拡充及び延長を図る。

#### 要望結果

東京一極集中是正の加速化を図るため、地方拠点強化税制において、2年間の延長とともに、①制度全体について、雇用要件の緩和や支援対象施設の拡充、②東京一極集中是正に直接的に効果のある移転型事業について、要件の緩和や支援対象外地域の見直し（近畿圏・中部圏中心部を支援対象地域に追加）を行う。

## ② 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置の 拡充・延長 [拡充・延長]

＜税目＞（国 税）所得税

### 概要

人口減少や雇用状況の特に厳しい中山間地域等において、地方公共団体が策定する地域再生計画に基づき、地域の雇用創出や生活サービス（小さな拠点形成事業）を行う株式会社に対して個人が出資した場合の課税の特例措置（所得税に関する寄付金控除）を講ずる。

### 要望結果

認定地域再生計画に記載された小さな拠点形成事業を実施する株式会社に対して個人が出資した場合、当該個人の投資した年分の総所得金額等から取得に要した金額（1千万円限度）と総所得金額等の40%に相当する金額のいずれか少ない金額から2千円を控除した額を控除できる現行の特例措置について、適用期限を2年間延長するとともに、現在は適用対象外となっている設立時出資についても対象とする。

### ③ 新たな都市農業振興制度の構築に伴う税制上の措置 [新規]

<税目> (国 税) 相続税

#### 概要

地方創生の観点から都市農業の重要性を鑑み、都市農業が安定的かつ確実に継続されるよう、都市農業振興基本法に基づく都市農業振興基本計画を踏まえ、必要な税制上の措置を講ずる。

#### 要望結果

都市農業振興基本計画を踏まえ、生産緑地が貸借された場合に相続税の納税猶予制度を適用する。

<農林水産省、国土交通省と共管>

④ 特定地域における商売及び居住の実態のない店舗兼住宅等にかかる固定資産税の住宅用地特例解除措置 [新設]

＜税目＞（地方税）固定資産税、都市計画税

**概要**

地方公共団体が特に定める重点的な地域（商店街等）において関係者が一丸となって空き店舗等対策に取り組む場合には、地方創生推進交付金を含む関係省庁の政策による重点支援によって後押しするとともに、最後の手段として住宅用地特例を解除できる仕組みを設け、地方公共団体・商店街を支援する。

**要望結果**

自治体のもと地域が一体となって作成した計画に基づいて、商売の実態も居住の実態もない「空き店舗兼住宅」等については、最後の手段として、固定資産税の住宅用地特例を解除することができる仕組みについて、法律の成立を前提として措置。

## ⑤ 国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除等の特例措置の延長 [延長]

＜税目＞（国 税）法人税  
（地方税）法人住民税、事業税、固定資産税

### 概要

国家戦略特区において、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的ビジネス拠点を形成する観点から、課税の特例措置を延長する。

### 要望結果

国家戦略特区において機械等の取得等をした場合の特別償却又は投資税額控除、研究開発税制の特例及び固定資産税の特例措置について、次の①の見直しを行うとともに、その適用期限を2年延長した上、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得等をした機械等（平成31年3月31日以前に受けた確認に係る事業実施計画に記載されたものを除く。）につき、次の②の見直しを行う。

① 国家戦略特別区域法等の改正を前提に、対象事業について、次の見直しを行う。

イ 指定金融機関から事業を行うのに必要な資金の貸付けを受けて行われる事業について、事業を行うのに必要な資金の貸付けについて政府による利子補給金の支給を受ける指定金融機関からその利子補給契約に係る貸付けを受けて行われるものに限定する。

ロ 対象事業から国際会議等への外国人の参加者の便宜となるサービスの提供に関する事業及び外国会社、国際機関等に勤務する者の子女等を対象とした外国語による教育に関する事業を除外する。

② 特別償却、投資税額控除

- ・ 特別償却率 【機械装置及び器具備品】 45%  
【建物等及び構築物】 23%
- ・ 税額控除率 【機械装置及び器具備品】 14%  
【建物等及び構築物】 7%

※ 以下の特例については現行の措置どおり

イ 研究開発税制の特例

- ・ 税額控除率 【機械装置及び器具備品】 減価償却費の20%

ロ 固定資産税の特例

- ・ 課税標準 【機械装置及び器具備品】 1/2

## ⑥ 国家戦略特区における所得控除制度の延長 [延長]

＜税目＞（国 税）法人税  
（地方税）法人住民税、事業税

### 概要

国家戦略特区において、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的ビジネス拠点を形成する観点から、課税の特例措置を延長する。

### 要望結果

国家戦略特区内の設立5年未満の法人で、専ら特定事業を営むこと等の要件を満たすものとして国家戦略特区担当大臣の指定を受けたものについて、その事業による所得の20%を課税所得から控除できる現行の特例措置に係る指定会社の指定期限を2年延長する。

○対象事業：国家戦略特別区域法の規制の特例（法律・政省令・告示）が重要な役割を果たす事業で、以下の対象分野の事業。

○対象分野：「医療」、「国際」、「農業」、「一定のIoT等」

○主な法人指定要件（指定期限：平成32年3月31日）

【設立時期】特区指定の日以後に設立され、設立の日以後5年未満

【事業要件】専ら認定区域計画に定められた対象事業を営むこと

【区域要件】特区内に本店又は主たる事務所を有すること

特区外事業所は、補助的業務のみで従業員数20%以下

## ⑦ 国家戦略特区におけるエンジェル税制の延長 【延長】

＜税目＞（国 税）所得税

### 概要

小規模ベンチャー等の創業を推進し、早期における事業展開を後押しすることで、「世界で一番ビジネスしやすい環境」の整備を図るとともに、産業の国際競争力を向上させる観点から、課税の特例措置を延長する。

### 要望結果

認定区域計画に定められた特定事業を実施する一定の株式会社に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額等から取得に要した金額（1千万円限度）と総所得金額等の40%に相当する金額のいずれか少ない金額から2千円を控除した額を控除できる現行の特例措置について、適用期限を2年延長する。

## ⑧国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の延長

### [延長]

＜税目＞（国 税）法人税  
（地方税）法人住民税、事業税

### 概要

国際戦略総合特区において、経済成長に寄与するような拠点形成を図るとともに、国際競争力を向上させる観点から、課税の特例措置を延長する。

### 要望結果

国際戦略総合特区において機械等の取得等をした場合の特別償却又は投資税額控除について、次の①の見直しを行うとともに、その適用期限を2年延長した上、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得等をした機械等（平成31年3月31日以前に受けた指定に係る指定法人事業実施計画に記載されたものを除く。）につき、次の②の見直しを行う。

- ① 関係法令の改正を前提に、対象事業から国際海上輸送網の拠点となる港湾等の整備等に関する事業及び国際的な事業機会の創出等に係る国際的な規模の事業活動の促進に資する事業を除外する。
- ② ・ 特別償却率 【機械装置及び器具備品】 34%  
【建物等及び構築物】 17%  
・ 税額控除率 【機械装置及び器具備品】 10%  
【建物等及び構築物】 5%

## 4. 子ども・子育て支援の推進

### ①働く人のための保育の提供に取り組む企業に対する税制上の優遇措置 〔新設〕

＜税目＞（国 税）所得税、法人税

#### 概要

女性の就業率や保育利用率の上昇などがこれからも続いていくことを踏まえつつ、本年6月に発表された「子育て安心プラン」に基づき、企業主導型保育施設の整備等を通じた保育の受け皿の拡大を進める必要があり、これに伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

#### 要望結果

個人又は法人が、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に、企業主導型保育施設用資産の取得等をして、その保育事業の用に供した場合には、3年間12%（建物等及び構築物については、15%）の割増償却ができることとする。

＜厚生労働省と共管＞